

2023 特別国民体育大会（鹿児島）岩手県代表選手選考基準

1 参加資格

- (1) 【社会人】岩手登録の者（在勤・在住）、または岩手県の中学校か高等学校卒業後、他県で登録しているが、ふるさと選手として岩手県で参加の意思のある者。
- (2) 【大学生】岩手登録の者、または岩手県の中学校か高等学校卒業後、他県で登録しているがふるさと選手として岩手県で参加の意思のある者。
- (3) 【高校生】学校教育法の定める高等学校で全日制・定時制は問わないが、岩手県の高等学校に在学し、岩手登録であること。通信制に通う者は岩手県在住で岩手登録の者。
- (4) 【中学生】岩手県の中学校に通学し、かつ岩手登録の者。
- (5) 【その他】岩手県の中学校か高等学校を卒業した者で、トップアスリート特例措置および国民体育大会予選会免除対象の者。

2 出場制限

- (1) 監督 2 名、選手 29 名（男子 19 名以内、女子 19 名以内）、合計 31 名以内で編成する。ただし、監督が選手を兼任する場合、選手を 30 名以内で選考する。
- (2) 監督は、公認陸上競技コーチの資格を有する者とする。
- (3) 1 種目 1 名、同一人の出場は 2 種目までとする。ただし、リレーは除く。
- (4) 岩手陸上競技協会主催の選考会に出場しなかった種目には出場できない。ただし、1 種目選考会に出場し、その種目の代表選手となった者は出場しなかった他の種目にも出場できる。
- (5) リレーに出場する者は選考会のどの種目であっても参加していれば出場できる。
- (6) ふるさと選手制度における参加ができる。【※1】
- (7) 成年男子三段跳、成年女子 5000m 競歩、成年女子棒高跳には、少年区分からもエントリーできる。

【※1】県外に移住している競技者は、卒業中学校または卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県から出場することができる。ただし、原則として 1 回につき 2 年以上連続し、利用できる回数は 2 回までとする。選考会に参加申込みの際、ふるさと選手登録を必ず行うこと。

3 選考会

- (1) 岩手県陸上競技選手権大会は、【成年・少年 A・少年共通種目】について最終選考会とする。（少年男子 A ハンマー投を含む。）
- (2) 岩手県民体育大会は、【少年男女 B 種目】について最終選考会とする。
- (3) 岩手県春季陸上競技大会は、選考対象競技会とする。

4 選考基準

- (1) 標準記録を基準として選考する。
- (2) トップアスリートの特例措置を受けた競技者【※2】、国民体育大会予選会免除対象者【※3】、A 標準突破競技者がいる種目については、岩手陸上競技協会強化部で審議し推薦する。
- (3) 最終選考会にエントリーし、いずれかの選考会に出場している選手を下記の順序に従って

選考する。

- ① A 標準を突破し、日本選手権、全国高校総体において入賞した競技者。
- ② A 標準を突破し、最終選考会で当該種目の最上位になった競技者。
- ③ A 標準を突破し、最終選考会の当該種目で最上位でない競技者と、B 標準を突破し、最終選考会の当該種目で最上位になった競技者は、選考会、他競技会の内容を踏まえ岩手陸上競技協会強化部で審議する。
- ④ 標準記録突破者がいない種目で選考会において当該種目の最上位となった競技者、標準記録を突破している競技者、リレー競技に出場する競技者、標準記録を突破したが故障等で競技力を発揮できない状態にある競技者については、選考会、他競技会の結果と記録を踏まえ岩手陸上競技協会強化部で審議し推薦する。

【※2】 JOC アスリートプログラム強化指定選手、国内ランキング上位 10 位以内の選手、日本陸上競技連盟強化指定選手については、国民体育大会参加資格特例措置として、予選会の免除などの特例がある。対象となる選手については日本陸上競技連盟より通知される。

【※3】 日本陸上競技連盟が指定する国際競技大会出場のため日本代表に選出された競技者は、選考会の出場を免除することがある。

5 標準記録

- (1) 有効期間 成年・少年 A・少年共通種目は、2023 年 4 月 1 日～2023 年 7 月 2 日
少年 B 種目は、2023 年 4 月 1 日～2023 年 7 月 23 日
- (2) 別紙のとおり【特別国民体育大会（鹿児島国体）岩手県標準記録】
- (3) 公認記録を有効とする。

6 内定通知方法

岩手陸上競技協会強化部が原案を作成し、理事会の承認を経て内定となる。内定後、所属長と本人宛に内定通知を行う。なお、エントリーのシステム入力完了（8 月中旬頃）後、岩手県体育協会選手強化委員会の承認を得て正式決定とする。

7 確認事項

- (1) 国体代表選手決定後、故障等により本来の競技力を発揮できない事態が生じた場合は、代表を取り消し、選手変更する場合がある。
- (2) 国体代表選手は、国体合宿および練習会に参加することが望ましい。日程の事情で参加できない選手は連絡すること。
- (3) 代表選手およびスタッフは、インテグリティの保持に努めること。相応しくない場合は代表として選考しない。または代表を取り消す場合がある。